

# 「八王子市耐震改修促進計画」に対する 皆様のご意見と市の考え方を公表します。

市では、2月15日から3月14日まで「八王子市耐震改修促進計画」に対し、皆様のご意見をいただく手続き(パブリックコメント手続き)を実施しました。

その結果、5人の皆さんから13件のご意見をいただきましたので、ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

## 1 ご意見提出方法別人数

提出方法	人数
郵送	2
ファクシミリ	1
電子メール	1
持参	1
合計	5

## 2 項目別ご意見数

項目	件数
計画の概要	
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	
3 対象区域及び対象建築物	1
4 計画の期間及び検証年次	
第1章 基本方針	
1 想定される地震の規模・被害の状況	
2 耐震化の現状	
3 耐震化の目標	1
第2章 耐震化に向けた取組方針	
1 基本的な取組方針	
2 重点的に取り組むべき施策	
第3章 耐震化に係る総合的な施策の展開	
1 耐震化に係る啓発	3
2 耐震化に対する支援	4
3 特定建築物所有者への指導・指示等	
4 総合的な安全対策など関連施策の推進	3
合計	13

耐震化に係る啓発や耐震化に対する支援、また総合的な安全対策など関連施策の推進について、具体的にご意見やご提案をいただきました。

市では、いただいたご意見等を参考にしながら民間建築物等の耐震化促進の実行プランを策定していきたいと考えております。

ご意見等の要旨	八王子市の考え方
<b>計画の目的について</b>	
地震に強い住まいづくりは、行政の大きな役目である。建物が安全性を有しているか、実験では様々な事はできるが実際の地震の再現は不可能である。想定外であったでは済まされない。しっかりした取組みを期待する。	ご意見のとおり、計画に基づき耐震化の促進に努めてまいります。
<b>対象建築物について</b>	
新耐震基準が施行されてから26年余りが経過している。新耐震基準導入以前の建築物を第1次改修促進建物とし、新耐震基準導入後の建設で、築年数の経過とともに耐震性能が損なわれているであろう建築物を第2次改修促進建物として分類すべきである。	本計画は、東京都耐震改修促進計画との整合を図るため、新耐震基準導入前の昭和56年5月以前に建てられた建築物を対象として策定するものです。
<b>耐震化の目標について</b>	
木造住宅の改修促進の目標を総合評点1.10以上とする。市独自の耐震改修時の評点を定めるべきである。	現基準は、日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき定めたものです。
<b>耐震化に係る啓発について</b>	
木造住宅の無料耐震相談を、1団体の協力のみでなく東京都木造住宅耐震診断事務所登録済の事務所等から幅広く協力を得て毎月開催する。	耐震相談の開催方法については、今後検討していきたいと考えます。
耐震診断等について建築士を限定しているのではないかと。限定するのであれば講習会等を開催して門戸を開くべきではないか。	新たに改修助成制度が始まりますので、今後の動向を見極めながら方法等について検討していきたいと考えます。
行政側からのアプローチとして、市内の建築士事務所や東京都・防災ボランティア等の協力を得るとか、これらを核とする耐震化プロジェクト等を組織する等、市民との協働は考えられないか。	ご意見をいただいた市民協働につきましては、その考え方や方法等について、今後検討していきたいと考えています。
<b>耐震化に対する支援について</b>	
建物全体の耐震化のほか一部屋だけの補強、シェルターと地震速報受信装置との組み合わせなど安価に人命を守れるものに重点を置く。	まず、高齢者のみの世帯や身体障害者の居住する世帯に対して、平成20年度から耐震シェルター等の設置費用の助成を実施し、地震速報受信装置との組み合わせについては、今後の検討とします。
耐震改修工事を受け入れる工事店の選考方法として、市内小規模店を最優先に紹介できる方法を定めてから補助事業を開始する。	補助金交付要綱等の作成にあたり、ご意見を参考とさせていただきます。
補助の対象を、市で実施している耐震診断の補助を受けた住宅の耐震工事に限定しないで、弾力的にするよう要望する。	木造住宅耐震改修補助事業は、当面市で実施している耐震診断の補助を受けたものを条件としますが、今後の補助事業の状況を見ながら、耐震診断補助事業の見直しも含め検討していきたいと考えます。
補助の実施は計画策定日以後の工事ではなく、計画の年度の始期である平成19年度にさかのぼって対象とすべきである。	補助事業の開始は、平成20年度からです。
<b>総合的な安全対策など関連施策の推進について</b>	
中高層建築物からの落下物について、窓ガラスや外装材が公道に降り注ぐことを防止する対策が必然と考えられる。例えば建築物の形態制限を設ける等。	建築基準法に基づく定期報告制度等を活用して指導を行うとともに、啓発を行ってまいります。
最新のブロック塀調査が必要ではないか。	必要に応じて実態調査を行うなど今後検討していきたいと考えています
避難経路に当たる橋梁の耐震化の促進も必要と考える。	橋りょうの耐震補強工事につきましては、毎年度計画的に行っています。